

久留米市次期上津クリーンセンター施設整備及び運営事業に係る設計・施工監理等業務委託に関する質疑・回答

No.	項目等	回答内容
1	公告 2 入札に参加する者に必要な資格	本件において、JV（共同企業体）による入札参加は可能でしょうか <b>市回答）久留米市公告第 21 号 P1 『2 入札に参加する者に必要な資格』に記載しているとおり、JV による入札参加は認めておりません。</b>
2	公告 5. 入札 (2) 提出書類	入札時の書類として「ア入札書」を 2 月 16 日までに提出する必要があるが、入札書の日付は開札日の令和 6 年 2 月 20 日でよろしいでしょうか。 <b>市回答）2 月 20 日までの日付で提出ください。</b>
3	業務仕様書 2、監理員の要件 (5)	仕様書 P11-(5) 建築担当技術者において、「ごみ焼却施設」の実務経験を求めていますが必要でしょうか。 <b>市回答）仕様書 P11 『2、監理員の要件 (5)』にあるとおり、ごみ焼却施設の実務経験は必須となります。</b>
4	業務仕様書 第 2 節監理体制 3. 工事監理業務	「3. 工事監理業務(P15～19)」に関して、「建築士法第 22 条の 3 の 3 に定める記載事項」に記載する工事監理に従事することとなる建築士・建築設備士は、建設工事請負事業者が対応することと理解してよろしいでしょうか。 <b>市回答）本業務は建築基準法及び建築士法に定める工事監理を発注するものであり「建築士法第 22 条の 3 の 3 に定める記載事項」の工事監理に従事する建築士・建築設備士については受託者にて対応いただきます。</b>
5	業務仕様書 第 2 節監理体制 3. 工事監理業務 (7) 工場検査立会	工場検査立会の各年度の回数を想定している場合はご教示ください。 現時点での想定がない場合は、受託者が提案してよろしいでしょうか <b>市回答）委託期間全体で 10 回程度を想定しております。時期・回数については事業者との協議によります。</b>
6	業務仕様書 第 2 節監理体制 3. モニタリング事前準備等業務	「財務モニタリング」に当たっては、公認会計士による確認が必要であり、必要経費を含めておくことが必要と理解してよろしいでしょうか。 <b>市回答）仕様書 P19～20 『5、モニタリング事前準備業務』に基づきご判断いただき、ご検討ください。</b>
7	業務仕様書 別表 1	「関係官庁及び地元折衝」は、立会が「△：必要に応じて実施」となっていますが、地元折衝については発注者からの要請があった場合に立会し技術的な助言を行う範囲との理解でよろしいでしょうか <b>市回答）お見込みの通りです。</b>

8	-	契約書類の変更に伴う弁護士費用が必要になった場合は、別途協議していただけるとの理解でよろしいでしょうか。 市回答) 仕様書 P18～P19『3、工事監理業務(11)』に記載の業務を求めており、弁護士費用が必要になるとは想定しておりません。
		以上